

令和6年度「山梨県介護の魅力 優良職員表彰」応募に関するQ & A

Q 1 今年採用2年目の介護職員ですが、「優良介護職員表彰」の対象となりますか。

A 1 対象となります。

「実施要綱」第3条にあるとおり「入職から1年以上経過している介護職員」の方は問題ありません。むしろ、若手介護職員の皆様には、積極的に応募いただきたいと思います。

Q 2 介護職員としては10年のキャリアがあるのですが、今まで勤務していた施設を辞め、今年の7月に開所した介護保険施設（事業所）に入職しました。この場合、「優良介護職員表彰」の対象となりますか。

A 2 対象となります。

今年7月に開所した施設（事業所）に勤務する「介護職員」の方が、介護職員として従事した期間が通算して1年以上経過していれば対象となります。この場合、様式第2号の「勤続年数」には、以前勤務していた施設の分を含めて、通算で記載してください。

Q 3 現在、「生活相談員」なのですが、もともとは「介護職員」として従事しておりました。この場合、「優良介護職員表彰」の対象となりますか。

A 3 今回の「優良介護職員表彰」は「介護職員」の方を対象とした表彰ですので、看護職やリハ職など他の職種の方は対象となりませんが、「介護職員」として従事した期間が通算して1年以上あり、現在、介護に従事されている「生活相談員」の方は対象となります。

御不明な点がある場合は、山梨県健康長寿推進課（055-223-1455）まで、お問い合わせください。